一月二十日付ニテ組合会議ヨリ社会局ニ提出セル標準中失業数ハ二十七八千三百十四人ニシテコレヲ主張スベキ根拠ヲ添付セルニ拘ラズ社会局ハ何等組合会議ニ協議スル所ナク又何等ノ理由ヲ示スコトナク組合会議中告知三万四千人余ヲ削除シ二月二十日付官報ニ於テ廿一万四十人ト査定セル為遂ニテ組合会議ハコノ態度ニ対シ頗ル不当ナリトシ三月三日付ヲ以テ

一、如何ナル根拠ニ基キ斯ル多数ノ削除ヲナシタルヤ

二、削除数ノ具体的内訳如何

右質問シ其回答ヲ求メタルモ社会局ハ明確ナル理由ナルカ[illegible]回答ヲ与ヘラレテナシ。然シ此文書ニ依ル質問ト前後シテ此同一問題ニテ社会局ニ出頭セル海員組合幹部ニ対シテハ社会局当局ハ遺憾ノ意ヲ表ハセラレ協会ニ於テハ組合会議代表者ト接衝スル事言明セル由ナリ

(5)　健康保険法改正要項陳情

一月十五、開催第二回評議員会ニ於テ採決セシ要項ヲ持テハ松岡、隅田、高山、河野、菊川（代）等ノ諸氏ハ政務委員二月十三日社会局長官ヲ訪問シ改正ノ必要ヲ説明シ同委員会設置ニツイテハ労働者代表者ヲ任命スベキコトヲ陳情シタリ

(6)　国際労働機関ニ対スル態度決定

満州問題ノ発展ヲ機トシテ我国カ国際聯盟ヲ脱退スルヤシカシナカラ国際労働機関ニ対シテハ我国政府カ決意スルヤ否ヤ~~政府~~社会ノ一部ニハ国際聯盟ノ脱退ト同時ニ国際労働機関ヨリモ脱退スベシトノ議論カ盛ンニ唱ヘラレ[illegible]組合会議モ国際労働機関ニ対スル態度ノ決定ヲ必要トセルニ当時尚正式ニ我国カ国際聯盟ノ脱退ヲ通告スル事ニ到ラザルヲ以テ組合会議ハ之ヲ不正等ノ理由ニヨリコノ問題ニ対スル組合会議ノ態度ヲ決定スルニハ組合会議政治委員（松岡、隅田、菊川、高山、米窪、山川、松本各委員）ハ二月廿四日東京日本労働総同盟本部ニ参会シコノ問題ヲ熟議セル結果満場一致ニテ

決議

聯盟脱退ハ我国ニ大ナル不利ヲ齎スモノデアルト信ズル

更ニ国際労働機関ヨリ脱退スルガ如キハアラユル労働階級ニ一大失望ヲ与ヘ引イテハ思想ノ悪化ヲ助長シ我国産業ノ上ニ甚大ナル損失ヲ招来スルモノナリト確信スル仍テ我等ハ閣下ノ深甚ナル考慮ヲ要請スルモノデアリマス

昭和八年二月二十四日　日本労働組合会議政治委員会

右決議ヲ採択シ之ヲ同日首相、内相、外相ニ面接手交シタ。尚書記局ハコノ決議ヲ採択スルト共ニ別ニ組合会議ノ立場ヲ説明スル報告的声明書ヲ二月二十七日付ニテ加盟団体及社会一般ニ発表セリ

(7)　「組合会議時報第二号」

右時報第二号千部ヲ二月十三日付ニテ印刷発行シ之ヲ加盟団体及社会一般ニ配布セリ

以上

昭和八年四月十日